

事業所の種別の情報

	相談窓口 1 2 物忘れについてや、生活の困り事に関する相談が出来ます。また、介護保険の利用手続きが出来ます
	介護相談窓口 3 4 5 6 介護保険の利用手続きや、介護が必要な方の心身状況に合わせ、サービス利用の援助を行います
	通所介護 7 デイサービスに通い、筋力維持・向上の為の運動や、入浴支援等のサービスを受ける事が出来ます
	訪問介護(介護予防訪問介護) 8 9 10 ご自宅にヘルパーが訪問し、入浴の支援や家事の支援等を行います
	訪問看護 11 12 13 14 主治医の診断書をもとに、看護師等の専門職がご自宅に訪問し、病状管理や必要な処置を行います
	通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) 15 病院や老人保健施設等に通い、専門職によるリハビリを日帰りで行います
	介護付有料老人ホーム 16 介護が必要な方が施設に入所し、施設職員が介護サービスを提供します
	住宅型有料老人ホーム 17 自立の方から介護が必要な方まで施設に入所することが出来ます。 介護支援が必要な場合は、介護保険のサービスと組み合わせて利用する事が出来ます
	地域密着型通所介護(地域密着型介護予防通所介護) 18 19 20 利用定員が18名以下のデイサービスに通い、筋力維持・向上の為の運動や入浴等のサービスを受ける事が出来ます
	小規模多機能型居宅介護 21 通いのサービスを中心に、随時泊りや訪問のサービスを提供します
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 22 認知症の為介護を必要とする方が共同生活を送り、スタッフからの支援を受けながら生活を送ります。要支援2、要介護1～5の方が利用できます

※

各サービスを利用する場合、介護保険の利用手続き、もしくは総合事業の利用手続きが必要になります。(有料老人ホームの場合、介護保険の手続が不要な場合もあります)

まずはご自身の生活の中で、どういった事が大変になってきているのか包括支援センターの窓口や、区役所の担当窓口で相談しましょう